

No	質問内容	回答
1	法人です。本店所在地は市外ですが、事業所は市内にあります。補助金の申請はできるか。	事業を行っている事務所等が市内にある場合、本店所在地が市外であっても補助対象です。<u>法人登記簿事項証明書</u>の写し（<u>履歴事項全部証明書の写し</u>）のほかに、<u>事務所等が市内にあることがわかる書類を必ず添付してください。</u>（車検証の「使用の本拠の位置」欄に栃木市内の住所が記載してあれば、事務所等が市内にあるとみなします。） なお、<u>補助対象となる車両は、車検証及び軽自動車届出済証の「使用者の氏名又は名称」欄が申請する当該法人名であり、かつ「使用の本拠の位置」欄が栃木市内である車両が基本となりますが、法人登記簿事項証明書の事務所所在地が市内であり、当該車両が市内で使われていることが確認できれば対象とします。</u> ※「所有者」ではなく「使用者」です。 ※自動車運転代行業の車両については、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄が当該申請者名ではない場合は、別途添付書類である損害賠償措置証明書類の写しで、対象車両であることを確認します。
2	個人事業主です。市外に住んでいますが、事務所等は市内にあります。補助金の申請はできるか。	補助対象外です。 個人事業主の場合、補助対象となるのは、令和7年9月1日以前から栃木市内に住所がある事業者となります。 なお、<u>補助対象となる車両は、車検証及び軽自動車届出済証の「使用者の氏名又は名称」欄が申請する個人名であり、かつ「使用者の住所」欄が栃木市内である車両を対象とします。</u> ※「所有者」ではなく「使用者」です。 ※自動車運転代行業の車両については、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄が当該申請者名ではない場合は、別途添付書類である損害賠償措置証明書類の写しで、対象車両であることを確認します。

No	質問内容	回答
3	車検証の「使用者の氏名」「使用者の住所」「使用の本拠の位置」欄に“※印”の記載があるがこれは何か。	“※印”の記載がある場合は、『所有者』の氏名や住所と同一であることを示します。（使用の本拠の位置は、「使用者の住所」と同一であれば“※印”になります。）
4	バイク便の事業者ですが、対象となるか。	二輪の自動車（排気量 125 c c 超）の車両は対象となります。原動機付自転車は対象外です。
5	産業廃棄物収集運搬業のみを営んでいますが、対象となるか。	対象となる事業者は、「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」、「貸切バス事業」、「乗合バス事業」、「タクシー事業」、「土砂等運搬事業」「自動車運転代行業」又は「貨物軽自動車運送事業」のいずれかを営む者であるため、産業廃棄物収集運搬業のみを営む場合は対象外です。 なお、一般廃棄物収集運搬事業者及び家庭ごみ収集運搬事業者については、クリーン推進課が実施する「原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者等支援補助金」の対象となります。 クリーン推進課：TEL 0282-31-2447
6	対象となる車両の車種、用途は？	一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貸切バス事業者又は乗合バス事業者については、準中型自動車（車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満又は最大積載量 2 トン以上 4.5 トン未満の自動車のこと）以上の車両で、車検証に「事業用」として登録されている車両です。 タクシー事業者については、乗車定員 10 人以下の自動車で、車検証に「事業用」として登録されている車両です。 土砂等運搬事業者については、土砂等を運搬する大型自動車で、車検証の備考欄または自動車検査証記録事項の備考欄に表示番号の記載がある車両です。 自動車運転代行業者については、都道府県の公安委員会の認定を受けて、随伴用自動車として

No	質問内容	回答
		使用している車両です。 貨物軽自動車運送事業者については、車検証及び軽自動車届出済証に「事業用」として登録されている三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（排気量 125 c c 超）の車両です。 ※当該事業のために使用する車両のみが対象となります。 ※車検証及び軽自動車届出済証の「使用者の氏名又は名称」欄が申請する当該法人名であり、かつ「使用の本拠の位置」欄が栃木市内である車両になります。（個人事業者の場合は、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄が申請する個人名であり、かつ「使用者の住所」欄が栃木市内である車両です。） ※「所有者」ではなく「使用者」です。 ※自動車運転代行業の車両については、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄が当該法人名ではない場合は、別途添付書類である損害賠償措置証明書類の写しで、対象車両であることを確認します。
7	自家用自動車（トラックほか）は対象となるのか。	一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貸切バス事業者、乗合バス事業者、タクシー事業者、又は貨物軽自動車運送事業者については、車検証に「事業用」と記載された車両が対象となります。「自家用」と記載された車両は対象外です。 ※1 土砂等運搬事業者については、「自家用」であっても対象となります。（ただし、土砂等を運搬する大型自動車で、車検証の備考欄または自動車検査証記録事項に表示番号の記載があるものでないと対象となりません。） ※2 自動車運転代行業者については、「自家用」であっても対象となります。（ただし、都道府県の公安委員会の認定を受けて、損害賠償責

No	質問内容	回答
		任保険等に参加し、随伴用自動車として使用されているものでないと対象となりません。)
8	被けん引車（いわゆる「トレーラー」）は対象となるか。	トレーラーそのものは自走しないため、対象となりません。 ただし、けん引車（自走する車両）とトレーラーのセットであれば補助対象となるため、けん引車及びトレーラーの車検証それぞれをセットにして、ホチキス等でとめて提出してください。 ※けん引車1台につきトレーラー1台が対象です。同じけん引車で別のトレーラーとセットにしても補助対象とはなりません。
9	霊柩運送業は対象になるか。	一般貨物自動車運送事業のため対象事業者ではありますが、 <u>補助の対象となる車両は、準中型自動車以上の車両で、車検証に「事業用」として登録されている車両のみとなります。</u>
10	補助対象となるトラックが10台以上あるが、すべての車両の車検証等を添付、記入しないとイケないか。	補助の上限は10万円（10台分）までとなりますので、10台分の車検証等を添付、記入してください。それ以外の車両については添付、記入等する必要はありません。 （例えば、補助上限が10万円のため、タクシーだけであれば20台までが対象となります。）
11	車検証で有効期限が過ぎている車両は対象になるか。	申請日時点で、車検証の有効期限が過ぎている車両は対象となりません。
12	令和7年9月1日時点で所有（使用登録）していたが、令和7年9月2日に廃車とした車は対象となるのか。	令和7年9月1日時点で所有し、申請日時点で現に事業に使用している車両が対象となるため、申請時点で廃車となっている車両は対象外です。
13	令和7年9月2日時点で所有（使用登録）した車両は対象となるのか。	令和7年9月1日時点で所有し、申請日時点で現に事業に使用している車両が対象となるため、9月1日時点で所有していない車両は対象外です。

No	質問内容	回答
14	同時期に市で行う「 <u>栃木市原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者等支援補助金</u> 」と重複して申請することは可能か。	「 <u>栃木市原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者等支援補助金</u> 」の対象として申請した車両は、『 <u>栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金</u> 』に重複して申請できません。ご注意ください。
15	大企業は対象となるか。	対象外です。 ※中小企業信用保険法第2条第1項に規定された中小企業者が対象です。 (一番下の別表参照)
16	NPO法人は補助の対象となるか。	対象になります。(介護タクシー等の場合、一般乗用旅客自動車運送事業許可証を持ち、その業のために使用する車両のみが対象です。)
17	一般社団法人等は補助の対象となるか。	一般社団法人、一般財団法人及び社会福祉法人は、 <u>医業を主たる事業とする法人のみ対象となります</u> (対象となる例：病院、一般診療所、歯科診療所など)。 (介護タクシー等の場合、一般乗用旅客自動車運送事業許可証を持ち、その業のために使用する車両のみが対象です。)
18	学校法人や宗教法人は対象となるか。	対象外です。 ※中小企業信用保険法第2条第1項に規定された中小企業者が対象です。
19	令和7年9月2日以降、栃木市で創業した。対象となるか。	令和7年9月1日以前から(市内に)事業所を有していることが要件のため、対象とはなりません。
20	令和7年9月2日以降、事業を廃業した。対象となるか。	申請時点において、引き続き市内において事業を継続していることが要件のため、対象とはなりません。
21	申請時点では営業しているが、近く廃業する予定である。対象となるか。	申請以降も、引き続き市内において事業を継続する意思を有する事業者であることが要件のため、対象とはなりません。

No	質問内容	回答
2 2	本社が栃木市にあるが、市外にも事業所があり、本社でトラックをすべて管理している。すべての車両を補助対象としてみてよいか。	補助対象となる車両は、車検証及び軽自動車届出済証の「使用者の氏名又は名称」欄が申請する当該法人名であり、かつ「使用の本拠の位置」欄が栃木市内である車両が基本となります。 なお、法人登記簿事項証明書の事務所所在地が市内であり、当該車両が市内で使われていることが確認できれば対象となります。 計算の際はそれ以外の車両は除いてください。
2 3	一般貨物自動車運送事業と貸切バス事業両方を行っている。申請の際に、トラックとバスを混ぜて記入してもよいか。	混ぜて記入してかまいません。ただし、補助の上限は10万円となりますので、その範囲内で記入ください。（同様に、例えば、タクシー事業も営んでいる場合、すべて含めて上限10万円の範囲内で混ぜて記入してもかまいません。）
2 4	市内に複数の営業所がある場合、それぞれ申請しないといけないか。	同じ事業者（同じ法人）であれば、まとめて1つで申請してください。1事業者1回のみの申請となります。 ※各事業所が別法人の場合は、それぞれの法人で申請してください。
2 5	リース車は対象となるか。	補助対象となる車両は、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄が申請法人名（個人事業主の場合は申請者名）であり、かつ「使用の本拠の位置」（個人事業主の場合は「使用者の住所」）欄が栃木市内である車両が基本となります。 所有者欄がリース業者であっても、上記がクリアしていれば対象となります。
2 6	電子車検証の場合、所有者や使用者の記載がないが、電子車検証の写しだけでいいか。	令和5年1月4日より車検証が電子化となり、所有者や使用者の記載が無くなったため、電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項の写し」も併せて提出してください。
2 7	自動車検査証記録事項が手元にない。車検証閲覧アプリで見ることができが、提出の際にアプリ画面を窓口で見てもらえばよいか。	「自動車検査証記録事項の写し」を添付する必要があるため、事前にアプリから帳票の印刷をして、紙媒体にて提出してください。

No	質問内容	回答
28	提出書類のうち、許可書、届出書、認定証の写しとは何か。	次のいずれかになります。 ・一般貨物自動車運送事業許可証（貨物自動車運送事業法第3条より） ・特定貨物自動車運送事業許可証（貨物自動車運送事業法第35条より） ・貨物軽自動車運送事業届出書（貨物自動車運送事業法第36条より） ・一般貸切旅客自動車運送事業許可証（貸切バス事業者）（道路運送法第4条より） ・一般乗合旅客自動車運送事業許可証（乗合バス事業者）（道路運送法第4条より） ・一般乗用旅客自動車運送事業許可証（タクシー事業者）（道路運送法第4条より） ・自動車運転代行業認定証又は認定標識（自動車運転代行業者）（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条より） ※土砂等運搬事業者は、許可証はありません。
29	なぜ自動車運転代行業者だけ、損害賠償措置証明書類（代行（受託）保険証書等）の写しを提出しなければならないのか。	随伴用自動車として登録しているか確認できないので、損害賠償措置証明書類の写しにより、対象車両であるか判断しているからです。
30	「一般貨物自動車運送事業の許可書」が手元にありません。どのようにすれば良いか。	関東運輸局栃木運輸支局にて「証明願」の交付を受けることができますので、証明願の写しを提出してください。証明願の詳しい交付方法は、関東運輸局栃木運輸支局へお問い合わせください。 関東運輸局 栃木運輸支局 《電話》028-658-7011
31	土砂等運搬事業者だが、表示番号とは何か？	土砂等を運搬する大型自動車（ダンプカー）を使用する方は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に基づき、国土交通大臣（使用の本拠を管轄する運輸支局長）へ使用届出を提出して、表示番号の指定を受けることとなっています。 （例：栃木 ⑧ 23456）

No	質問内容	回答
		この表示番号は、車検証の備考欄または自動車検査証記録事項に記載されています。
3 2	ダンプカーを使用しているが、土砂等を運搬しないため、表示番号がないが、補助の対象となるか。	本補助の対象となる事業者は、国土交通大臣へ使用届出を提出して、表示番号の指定を受けた車両を使用する土砂等運搬事業者のため、補助の対象とはなりません。
3 3	土砂等を小型ダンプで運搬しているため表示番号がないが、補助の対象となるか。	本補助の対象となる車両は、国土交通大臣へ使用届出を提出して、表示番号の指定を受けた車両のため、補助の対象とはなりません。
3 4	車検中で自動車検査証が手元にない対象車両があるが、複数に分けて申請してよいか。	1 事業者、1 回限りの申請となりますので、複数に分けての申請は受付できません。 対象車両に該当するかの確認のために車検証の写し（及び自動車検査証記録事項の写し）は必ず必要になりますので、書類がそろい次第、申請をお願いします。
3 5	申請してから交付されるまでの期間はどのくらいか。	申請書の到着後、書類の不備や税金の未納がなければ、支払いまでに約 1 か月程度を想定しています。なお交付決定となった方には交付決定通知書を後日通知いたします。
3 6	申請が取り消されることはあるか。	申請に虚偽があった場合には、交付決定を取り消し、補助金を返還していただくことになります。
3 7	本支援金は、課税の対象となるのか。	課税対象となります。確定申告が必要となる方は、事業所得として本支援金を申告する必要があります。詳しくは、税務署・国税庁等へお問い合わせください。 税務署ナビダイヤル 0 5 7 0 - 0 0 - 5 9 0 1
3 8	個人事業主ですが、令和 7 年途中で創業したため、令和 6 年の確定申告書がない。その場合、事業を営んでいる証明書は何があるか。	事業を営んでいる証明として、開業届の写しを提出してください。

(別表)

○企業規模の要件

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当している事業者が本補助の対象となる中小企業者です。

(⇒資本金及び常時使用する従業員数のどちらも、下表の数を超える事業者は中小企業者ではありません。)

業種	資本金	常時使用する従業員数 (※2)
製造業・建設業・運輸業・その他(※1)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業	—	個人 100人以下 法人 300人以下

※1 その他には、不動産業や自動車整備業、旅行業等を含みます。

※2 常時使用する従業員とは、雇用の契約形態を問わず常に営業活動に従事している従業員を指します。